

人間文化研究機構保有個人情報管理委員会設置要項

平成17年3月28日
機 構 長 裁 定
平成21年9月9日改正
平成30年2月13日改正
令和2年1月14日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、人間文化研究機構保有個人情報保護規程（平成17年3月28日規程第98号）第7条の規定に基づき設置する人間文化研究機構保有個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 総括保護管理者
- (2) 事務局長
- (3) 機関の長が推薦する研究教育職員 6名
- (4) 機関の管理部長

(任命)

第3条 前条第3号の委員は、機構長が任命する。

(任期)

第4条 第2条第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。
ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 委員の再任は、妨げない。

(任務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 個人情報の開示・不開示、訂正及び利用停止に関すること。
- (2) 個人情報に係る審査請求に関すること。
- (3) 個人情報に係る訴訟に関すること。
- (4) 個人情報の漏洩等に係る再発防止に関すること。
- (5) 個人情報の取扱いに係る苦情処理に関すること。
- (6) 独立行政法人等非識別加工情報（以下「非識別加工情報」という。）の提案に係る審査に関すること。
- (7) その他個人情報及び非識別加工情報等の管理に関すること。

(会議)

第6条 委員会に委員長を置き、総括保護管理者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
(開催)

第7条 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、開催することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。
(事務)

第8条 委員会の庶務は、機構本部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年2月13日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年1月14日から施行する。

※ この委員会の構成員については、情報公開委員会の構成員を兼ねることとする。
--